jutec Group

第11回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2020年６月24日（水曜日）
午前10時

開催場所 東京都港区芝大門一丁目３番２号
当社８階会議室

※会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

目 次

定時株主総会招集ご通知 …… 01
株主総会参考書類 …… 02
第１号議案 剰余金の処分の件
第２号議案 取締役７名選任の件
第３号議案 補欠監査役１名選任の件
第４号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
事業報告 …… 09
連結計算書類 …… 23
計算書類 …… 33
監査報告書 …… 39

【ご出席を予定または検討されている株主様へ】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年はご出席を自粛いただき、書面により事前の議決権行使をお願い申しあげます。

ジューテックホールディングス株式会社
証券コード：3157

証券コード　3157
2020年６月９日

株　主　各　位

東京都港区芝大門一丁目３番２号
ジューテックホールディングス株式会社
代表取締役社長　足立　建一郎

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。
　お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月23日(火曜日)午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年６月24日（水曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都港区芝大門一丁目３番２号　当社８階会議室
3. 目的事項
報告事項
1. 第11期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、当社ウェブサイト(https://www.jutec - hd.jp)に、修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当事業年度の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円

総額132,730,430円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月25日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るために１名増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏　名	現在の当社における地位及び担当
1	再任	足立（あだち）　建一郎（けんいちろう）	代表取締役社長
2	再任	植木（うえき）　啓之（ひろし）	代表取締役副社長
3	新任	佐竹（さたけ）　利彦（としひこ）	執行役員　人事部、総務部担当　兼　人事部長
4	新任	岩瀬（いわせ）　裕道（ひろみち）	執行役員　財務経理部、審査法務部、情報システム部担当役員補佐
5	再任	花上（はなうえ）　稔（みのる）	取締役
6	再任	佐藤（さとう）　誠（まこと）	社外取締役
7	再任	定金（さだかね）　生馬（いくま）	社外取締役

1 足立建一郎（あだち けんいちろう）

（1957年９月24日生）

再 任

所有する当社の株式の数

1,034,903株

取締役会への出席状況

12／13回（92.3%）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 ４月　住友商事株式会社入社
1985年 ７月　株式会社ジューテック入社
1988年 ３月　同社取締役
1990年 ３月　同社常務取締役
1991年 ３月　同社代表取締役専務
1994年 ３月　同社代表取締役社長
2009年10月　当社代表取締役社長（現任）
2011年 ４月　株式会社ジューテック代表取締役社長執行役員社長営業統括本部長
2012年 ４月　同社代表取締役社長執行役員社長
2014年 ６月　同社代表取締役社長
2015年 ４月　同社代表取締役会長（現任）

■選任の理由

足立建一郎氏は1994年以来株式会社ジューテックの代表取締役社長、2015年から代表取締役会長、また2009年の設立以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営全般の管理・監督者として適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

2 植木（うえき） 啓之（ひろし）　（1959年５月６日生）　再任

所有する当社の株式の数
5,600株

取締役会への出席状況
10／10回（100%）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1982年４月　三井物産株式会社入社
2002年２月　三井住商建材株式会社出向　東京住宅資材部副部長
2003年８月　三井物産林業株式会社出向　経営企画部長
2005年３月　三井物産株式会社本店住宅・建材事業部建材事業推進室長
2008年６月　同社本店内部監査部次長
2012年６月　三井住商建材株式会社取締役常務執行役員　経営企画部長
2013年４月　同社取締役常務執行役員
2013年６月　同社代表取締役社長
2017年１月　ＳＭＢ建材株式会社代表取締役社長
2017年６月　同社代表取締役会長
2018年８月　三井物産株式会社　コンシューマービジネス本部　参与
2019年４月　当社入社　執行役員社長特命事項担当
2019年６月　当社代表取締役副社長（現任）
　　株式会社ジューテック取締役（現任）

■選任の理由
植木啓之氏は他社における会社経営の経験に加え、当社においては2019年から代表取締役副社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営全般の管理・監督者として適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）植木啓之氏は、2019年６月開催の第10回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席回数は、就任後の回数を記載しております。

3 佐竹（さたけ） 利彦（としひこ）　（1963年１月11日生）　新任

所有する当社の株式の数
0株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1985年４月　株式会社ＩＮＡＸ（現株式会社ＬＩＸＩＬ）入社
2007年４月　同社長野支社長
2010年７月　株式会社ＩＮＡＸサンウェーブ・マーケティング出向
　　営業管理本部営業管理部長
2013年２月　当社入社　総務人事部副部長
2014年４月　当社人事部長
2018年４月　当社執行役員人事部長
　　株式会社ジューテック人事部長
2019年４月　当社執行役員人事部、総務部担当　兼　人事部長（現任）
　　株式会社ジューテック執行役員人事部、総務部担当　兼　人事部長（現任）

■選任の理由
佐竹利彦氏は当業界における営業経験のほか労務管理を含めた管理面においても豊富な経験と見識を有していることから、今後、当社グループの更なる人事面の強化や多様性の推進等社内体制の強化に貢献していただくため、取締役としての選任をお願いするものであります。

4 岩瀬（いわせ） 裕道（ひろみち）

（1960年５月１日生）

新 任

所有する当社の株式の数

3,400株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 ４月　東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社
2002年 ７月　同社近畿第一本部奈良支店奈良第二支社長
2011年 ８月　同社埼玉自動車営業第一部長
2016年 ４月　同社業務品質部専門部長（コンプライアンス）兼　東北業務支援部参与
2018年 ４月　損害保険料率算出機構入社
2020年 １月　当社入社　執行役員財務経理部、審査法務部、情報システム部担当役員補佐（現任）

■選任の理由

岩瀬裕道氏は保険分野における豊富な経験と見識を有していることから、今後、当社グループの更なるリスク管理やコンプライアンスの強化に貢献していただくため、取締役としての選任をお願いするものであります。

5 花上（はなうえ） 稔（みのる）

（1954年９月26日生）

再 任

所有する当社の株式の数

10,645株

取締役会への出席状況

10／10回（100%）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 ４月　松下電工株式会社（現パナソニック株式会社）入社
2011年 ４月　パナソニックリビング首都圏関東株式会社出向　代表取締役社長
2014年10月　株式会社ジューテック入社　理事社長特命事項担当
2014年11月　同社執行役員特販営業部担当
2015年 ６月　同社取締役特販営業部、生活資材部担当
2016年 ４月　同社常務取締役営業グループ統括　兼　中部・西日本担当
2017年 ４月　同社専務取締役営業グループ統括　兼　中部・西日本担当
2018年 ４月　同社専務取締役営業グループ、営業戦略グループ統括
2019年 ４月　同社代表取締役社長（現任）
2019年 ６月　当社取締役（現任）

■選任の理由

花上稔氏は他社における会社経営の経験に加え、株式会社ジューテックにおいては2015年の取締役就任を経て2019年から代表取締役社長を務めております。これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの経営に活かしていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）花上稔氏は、2019年６月開催の第10回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席回数は、就任後の回数を記載しております。

6 佐藤（さとう） 誠（まこと）　(1948年８月５日生)

再任 | 社外

所有する当社の株式の数

1,850株

取締役会への出席状況

13／13回（100%）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年４月　住友商事株式会社入社
2002年４月　同社理事自動車事業本部長
2003年４月　同社執行役員自動車事業本部長
2006年４月　同社常務執行役員自動車事業第一本部長
2009年４月　同社顧問
2009年６月　住友三井オートサービス株式会社代表取締役社長最高経営責任者
2010年６月　ＳＭＡサポート株式会社代表取締役社長
2013年６月　住友三井オートサービス株式会社特別顧問
2014年６月　当社取締役（現任）
2019年３月　株式会社ベルパーク社外監査役（現任）

■選任の理由

佐藤誠氏は他社において会社経営に携われ、企業経営者としての豊富な経験・実績・知識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な助言及び提言をいただくことにより、グループ経営体制の強化等当社のコーポレート・ガバナンスに資するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年であります。

（注）1. 佐藤誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤誠氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 佐藤誠氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
4. 佐藤誠氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
5. 佐藤誠氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、佐藤誠氏との間において、会社法第423条第１項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、法令で定める賠償額を上限とする責任限定契約を締結しております。佐藤誠氏の再任が承認された場合、当社は佐藤誠氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

7 定金（さだかね） 生馬（いくま）　（1951年1月19日生）

再任　社外

所有する当社の株式の数

800株

取締役会への出席状況

12／13回（92.3%）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月　石川島播磨重工業株式会社入社
1982年 8月　IHI Marine B.V.（IHIオランダ法人）出向 Commercial Manager
1987年 2月　東亜林業株式会社入社　常務取締役
1992年10月　マックグレゴー・グループ入社　マーケティングマネージャー
1993年 1月　同社日本法人マックグレゴー・ジャパン　代表取締役社長
2004年 3月　カヤバ・マックグレゴー株式会社　代表取締役社長
2010年 5月　カーゴテック・ジャパン株式会社　代表取締役社長
2014年 7月　マックグレゴー・ジャパン株式会社　代表取締役社長
2016年 6月　当社取締役（現任）

■選任の理由

定金生馬氏は他社において会社経営に携われ、企業経営者としての豊富な経験・実績・知識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な助言・提言をいただくことにより、グループ経営体制の強化等当社のコーポレート・ガバナンスに資するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

（注）1. 定金生馬氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 定金生馬氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 定金生馬氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
4. 定金生馬氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
5. 定金生馬氏は、当社の特定関係事業者の使用人の三親等以内の親族であります。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、定金生馬氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、法令で定める賠償額を上限とする責任限定契約を締結しております。定金生馬氏の再任が承認された場合、当社は定金生馬氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

若林（わかばやし）　眞（まこと）　（1958年３月13日生）

所有する当社の株式の数
0株

■略歴及び重要な兼職の状況

1981年４月　株式会社東京銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
1994年４月　弁護士登録（東京弁護士会）
1996年４月　松田・若林法律事務所開設
2000年４月　若林・渡邊法律事務所開設
同所代表（現任）
2011年６月　伊豆箱根鉄道株式会社　社外監査役（現任）

■選任の理由

企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験によって、客観的かつ公正な立場で社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、その選任をお願いするものであります。

（注）1. 補欠監査役候補者と当社は、法律に関する顧問契約を締結しております。
2. 当社は、若林眞氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、法令で定める賠償額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される岡本正和氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
岡本（おかもと）　正和（まさかず）	2014年６月　当社取締役 2017年６月　当社常務取締役　現在に至る

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移した一方で、米中貿易摩擦の長期化や広がりを見せる保護主義等の影響により世界経済は減速リスクが懸念されるほか、新型コロナウイルスの感染拡大による内外経済に対する影響が推し量れず、先行き不透明な状況での推移となりました。個人消費については、緩やかな回復基調で推移していたものの、足元では新型コロナウイルスの感染拡大に対する不安が大きく広がり、今後の消費者の購買意欲に対する影響が懸念される中での推移となりました。

当住宅関連業界におきましては、当社グループのメインマーケットであります持家や分譲住宅の新設着工が、上期においては、低水準の住宅ローン金利や消費税増税前の駆け込み需要等もあり堅調な推移となった一方で、下期は、駆け込み需要の反動減の影響がみられたほか、年間を通して貸家需要が低水準となったことから、本年度の新設住宅着工戸数は総じて弱含みでの推移となりました。また、原材料費や配送コストの上昇のほか人手不足等の不安定要素に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による一部商品の供給遅延が発生する等、経営環境は不透明感が増す中での推移となりました。

このような環境の中で当社グループは、エネルギー関連商材の拡販や非住宅木構造分野への取組みを強化するほか、中古マンションリノベーション業者への販売を強化する一方で、新規開拓を積極的に行う等経営基盤の拡大に努めてまいりました。また、2020年１月６日付で、大阪府を中心にプレカット加工・販売や建築資材販売を行う角野産業株式会社を子会社化し、関西地域の事業基盤の強化を図りました。

また、当社グループの住宅請負事業を担うジューテックホーム株式会社のメインブランド「ウェルダンノーブルハウス」が、「業界トップクラス」の居住性能を評価され、省エネルギー性能の優れた住宅に対して表彰される「ハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エナジー」を６年連続で受賞いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、162,398百万円（前連結会計年度比1.6％増）、営業利益が1,541百万円（前連結会計年度比22.0％増）、経常利益が2,084百万円（前連結会計年度比9.9％増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益については、1,279百万円（前連結会計年度比4.3％増）となりました。

(2)　今後の見通しと対処すべき課題

今後のわが国経済におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が様々な分野に影響し、厳しい状況が続くと考えられます。また、世界経済においても各国が感染拡大防止策や経済対策に取り組んでおり、その動向に注視する一方で、予断を許さない状況は当面継続すると想定されます。

当住宅関連業界におきましても、新型コロナウイルスの影響が今後ますます顕在化し、対面営業が主となる住宅展示場や住宅供給会社のモデルハウスの一時閉鎖や新規受注の一時中断等により新設住宅着工戸数の大幅な減少が見込まれるほか、リノベーションやリフォーム需要も先送りや中止が一定程度発生すると見込まれることから、住宅資材需要に対する影響は拡大していくと想定されます。

このような環境の中で当社グループは、住まいの高性能化に資する断熱性や気密性が高い商材、省エネ、蓄エネ、創エネ商材等の拡販や、非住宅木構造分野や中古マンションリノベーション分野への取組み強化に努めるほか、売上総利益率の改善を推進し、厳しい経営環境のなかでも高収益を確保できる体制の構築を図る一方で、住宅産業に関連する新たな事業ドメインの開拓を推進し経営基盤の強化を図ってまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、コンプライアンス及び財務報告に係る内部統制についても、更なる強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後ともより一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(3)　設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は359百万円であり、その主なものは、事務所・倉庫の新設及び建て替え並びに基幹システム等の更新、機能強化等であります。

(4)　資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、長期借入れにより1,200百万円を資金調達した一方で、長期借入金の返済が1,261百万円ありました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	2016年度 第８期	2017年度 第９期	2018年度 第10期	(当連結会計年度) 2019年度 第11期
売上高	百万円 154,938	百万円 156,534	百万円 159,814	百万円 162,398
経常利益	百万円 1,769	百万円 1,846	百万円 1,896	百万円 2,084
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 1,047	百万円 1,214	百万円 1,226	百万円 1,279
１株当たり当期純利益	円　銭 78.88	円　銭 91.46	円　銭 92.42	円　銭 96.36
総資産	百万円 63,022	百万円 65,167	百万円 66,422	百万円 67,121
純資産	百万円 11,991	百万円 13,416	百万円 13,931	百万円 14,626
１株当たり純資産	円　銭 902.38	円　銭 1,010.76	円　銭 1,048.91	円　銭 1,101.09

(注)1.１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2.2017年10月１日付で普通株式１株につき普通株式1.15株の割合で株式分割を行っております。第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況及び取引に関する事項
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジューテック	850百万円	100.0%	住宅総合資材及び工業用資材の販売並びに施工付販売
株式会社グリーンハウザー	158百万円	100.0%	住宅関連諸資材総合販売 （木材製品、建材、住宅機器、サッシの販売及び木造住宅の建築請負工事全般と内外請負工事等）

当連結会計年度において、2020年1月6日付で角野産業株式会社の株式を取得し子会社化したため、当社の連結子会社は上記の重要な子会社２社を含め合計10社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会　社　名	住　所	帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
株式会社ジューテック	東京都港区芝大門一丁目３番２号	4,053百万円	7,046百万円

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主たる業務として合板、建材、住宅設備機器及びDIY商品の国内における卸売を行っているほか、住宅建築請負やリフォーム事業、また、一般運送業や情報システムの賃貸等を営んでおります。

(8) 主要な事業所等

① 当　社

本　社　　東京都港区芝大門一丁目３番２号

② 重要な子会社

(株式会社ジューテック)

本　社　　東京都港区芝大門一丁目３番２号

事業所　　全国42ヵ所

(株式会社グリーンハウザー)

本　社　　宮城県仙台市宮城野区中野字上小袋田18番１

事業所　　２ヵ所（札幌市ほか）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,102名	23名増

(注)従業員数は、臨時従業員（嘱託・臨時・契約社員）の人数（182名）を除いて記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
78名	41.0才	11.6年

(注)1.従業員数は、臨時従業員（嘱託・臨時・契約社員）の人数(8名)を除いて記載しております。
2.平均勤続年数は、株式会社ジューテックにおける勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,028
株式会社横浜銀行	736
株式会社三井住友銀行	675
株式会社北陸銀行	501
株式会社商工組合中央金庫	357

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 47,000,000株

(2) 発行済株式総数 13,273,043株（自己株式494,009株を除く。）

(3) 株 主 数 6,746名

(4) 大 株 主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社ベニア商会	3,608	27.2
足立建一郎	1,034	7.8
ジューテックグループ社員持株会	854	6.4
梅崎興生	806	6.1
大建工業株式会社	429	3.2
株式会社ユーエム興産	424	3.2
住友林業株式会社	412	3.1
伊藤忠建材株式会社	406	3.1
SMB建材株式会社	302	2.3
吉野石膏株式会社	298	2.2

(注)当社は、自己株式494,009株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	足立建一郎	株式会社ジューテック代表取締役会長
代表取締役副社長	植木啓之	株式会社ジューテック取締役
常務取締役	岡本正和	財務経理部、審査法務部、情報システム部担当 株式会社ジューテック取締役財務経理部、審査法務部、情報システム部担当
取締役	花上稔	株式会社ジューテック代表取締役社長
取締役	佐藤誠	株式会社ベルパーク社外監査役
取締役	定金生馬	
監査役（常勤）	北川博之	株式会社ジューテック常勤監査役
監査役（常勤）	井浪禎士	株式会社ジューテック常勤監査役
監査役	高橋龍徳	日比谷総合会計事務所代表パートナー 株式会社ココルポート社外取締役

(注)1.取締役畠山雄一氏及び木野下有司氏の２名は、2019年６月25日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

2.取締役佐藤誠氏及び定金生馬氏の２名は、社外取締役であります。
3.監査役北川博之氏、井浪禎士氏及び高橋龍徳氏の３名は、社外監査役であります。
4.監査役高橋龍徳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5.社外取締役佐藤誠氏、定金生馬氏及び社外監査役北川博之氏、井浪禎士氏、高橋龍徳氏の５名を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6.当社は執行役員制度を導入しており、2020年４月１日現在の執行役員は次のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
執行役員	佐竹利彦	人事部、総務部担当　兼　人事部長
執行役員	岩瀬裕道	財務経理部、審査法務部、情報システム部　担当役員補佐
執行役員	田中伸和	グッドハウザー株式会社代表取締役社長
執行役員	大谷　茂	イシモク・エモリ株式会社代表取締役社長
執行役員	渡辺昌樹	株式会社グリーンハウザー代表取締役専務

(2)　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3)　取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	取締役		監査役		合　計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
定額報酬及び賞与 (うち社外役員)	8 (2)	125 (6)	3 (3)	33 (33)	11 (5)	158 (39)
役員退職慰労引当金の繰入額(うち社外役員)	4 (—)	11 (—)	2 (2)	2 (2)	6 (2)	13 (2)
合　計 (うち社外役員)		136 (6)		35 (35)		172 (42)

(注)1.当事業年度末現在の人員は、取締役６名（うち社外取締役２名）、監査役３名（うち社外監査役３名）であります。上記の支給人員には、2019年６月25日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
2.社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等はありません。
3.取締役の報酬額は、2010年６月29日開催の第１回定時株主総会において、年額150百万円以内（但し、役員退職慰労金及び使用人兼務役員の使用人給与相当額を含まない。）と決議いただいております。
4.監査役の報酬額は、2011年６月29日開催の第２回定時株主総会において、年額45百万円以内（但し、役員退職慰労金を含まない。）と決議いただいております。

(4)　社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

社外取締役佐藤誠氏は、株式会社ベルパークの社外監査役を兼職しておりますが、当社と当該会社との間に取引関係はありません。

社外監査役北川博之氏及び井浪禎士氏の２名は株式会社ジューテックの常勤監査役であります。なお、同社は当社の100％子会社であります。

社外監査役高橋龍徳氏は、日比谷総合会計事務所の代表パートナー及び株式会社ココルポートの社外取締役を兼職しておりますが、当社と当該事務所及び会社との間に取引関係はありません。

②　主要取引先等特定関係事業者との関係

社外取締役定金生馬氏は当社の子会社である株式会社ジューテックの使用人の三親等以内の親族であります。

③　当事業年度における主な活動状況

役職及び氏名	出席状況	主な発言状況
取締役　佐藤　誠	取締役会13／13回（100%）	事業会社経営における幅広い知識と豊富な経験から、当社の経営上有用な助言及び提言を適宜行っております。
取締役　定金生馬	取締役会12／13回（92.3%）	事業会社経営における幅広い知識と豊富な経験から、当社の経営上有用な助言及び提言を適宜行っております。
監査役　北川博之	取締役会13／13回（100%） 監査役会14／14回（100%）	主に当業界における幅広い知識と豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。
監査役　井浪禎士	取締役会13／13回（100%） 監査役会14／14回（100%）	主に当業界における幅広い知識と豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。
監査役　高橋龍徳	取締役会13／13回（100%） 監査役会14／14回（100%）	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できませんので、合計額を記載しております。
2.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積り額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号いずれかに該当したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① コーポレート・ガバナンス

a. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程に従い、また、「ジューテックグループ企業行動憲章」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

b. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議並びに職位・職務権限規程（決裁権限表を含む）その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。

c. 代表取締役及び業務執行取締役は、３ヶ月に１回以上及び必要の都度、職務の執行状況を取締役会に報告する。
d. 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役会規程及び監査役監査基準に則り、内部監査部署、会計監査人及び社外取締役と連携して、取締役の職務執行の適正性を監査する。

② コンプライアンス
a. 当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、当社グループの全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として「ジューテックグループコンプライアンス行動基準」を定める。また、定期的に同基準の見直しを行うとともに、コンプライアンス教育・研修の実施、コンプライアンス確認書の取得等により当社グループの全役職員のコンプライアンスに対する啓蒙に努める。
b. リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況についてチェックを行い、必要に応じて取締役会等に助言・報告する。また、法令上疑義のある行為等については当社グループの役職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

③ 財務報告の適正性確保のための体制整備
当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を行う体制を整備し運用する。

④ 内部監査
内部監査室は、内部監査規程に基づき当社グループの業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、取締役及び監査役に対し、その結果を報告する。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘、提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存・管理
取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）を関連資料とともに、情報セキュリティ管理規程、文書管理規程、その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

② 情報の閲覧
取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

(3)　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に従い経済活動に潜在するリスクを信用リスク、情報システムリスク、事務リスク、財務リスク、法務（コンプライアンス）リスク及び自然災害等の各領域に類型化し、それぞれの主管部署を定め、リスクの類型毎に評価・特定並びにリスク管理の方針・体制・手続き等を策定し、定期的に見直す。また、各主管部署は、内外の環境変化に伴う新たなリスクの発生あるいは既存リスクの状況の変化を踏まえて、当該リスクを定期的に評価、見直し、もしくは特定する。

リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項の検証と検討を行うことにより、当社グループ全体のリスク管理について指摘、要請を行い、各主管部署に対して適正な対処を求める。また、委員会を定期的に開催して、リスクに関する情報交換と対策を講じるとともに、これらの管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

なお、自然災害等の外部要因による危機的状況下における当社グループの全役職員の行動基準及び具体的な対応については、事業継続計画（ＢＣＰ）規程並びに危機管理マニュアルに定める。

(4)　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

① 定時取締役会を毎月１回、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び取締役会規程に従い、重要事項について審議・決定を行い、また、取締役の業務の執行状況の報告を受け、その監督等を行う。

② 経営効率の向上を図るため、経営会議を設け、重要事項の審議・決定及び取締役会に上程する議案の事前審議を行う。

③ 取締役会で決議された年度計画（予算）について、その進捗状況について取締役会で管理を行う。

④ 取締役及び使用人が適正かつ効率的な職務を行うために、組織・業務分掌規程及び職位・職務権限規程（決裁権限表を含む）等社内規程を整備し、各役職者の権限・責任の明確化を図る。

(5)　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 子会社管理体制

a. 子会社を統括する部署としてグループ事業統括部を設置し、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して、業務の適正化を図る。

b. 子会社の重要事項の決定については、関係会社決裁権限表に基づき、当社の取締役会もしくは経営会議にて審議し、決定する。

c. 当社は、各子会社の社長が当社の関係する役員等に対して、当該子会社の営業成績、財務状況、その他の重要情報について報告をするグループ会社の社長会議を定期的に開催する。

② コンプライアンス

リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに、子会社への教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

③ 内部監査

子会社の業務活動全般も、内部監査室による内部監査の対象とする。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務補助

監査役は、職務を遂行するにあたり必要な場合は、内部監査室の所属員を補助者として起用することができる。

② 監査役の職務補助者に対する指揮命令権限

監査役職務補助者が当該補助業務を実施するにあたっての当該職務補助者に対する指揮命令権限は、監査役に専属するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 重要会議への出席

監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができる。また、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な申請書類等については、監査役はいつでも閲覧できる。

② 取締役等の報告義務

取締役は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適時に監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

③ 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

a. 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

b. 重大な法令または定款の違反事実

④　子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者からの報告を受けた者（以下、「子会社の役職員等」という。）からの報告

子会社の役職員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、子会社の役職員等は、当社の監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

a. 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実

b. 重大な法令または定款の違反事実

(8)　監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループ各社が、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9)　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　内部監査部署との連携

内部監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査の結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図る。

②　子会社監査役との連携等

監査役は、監査役監査基準に基づき、子会社の監査役と密接な連携を保ち、効果的な監査を実施するよう努める。また、監査役は、必要に応じて、子会社の取締役及び使用人から業務の状況を聴取する。

③　外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

④　監査役の職務執行について生ずる費用

当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、監査役の職務執行に必要と想定される費用につき、予算を設ける。

(10)　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、不当な要求行為に対しては、反社会的勢力との関係遮断マニュアルに従い、毅然とした態度で対応する。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当連結会計年度における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

取締役会は13回開催され、法令、定款及びその他社内規程に基づき、経営に関する重要事項の決定を行うほか、取締役の職務執行の適正性や効率性を高めるため、各取締役の職務執行状況の報告や経営課題に関する議論等を行いました。また、当社と利害関係を有しない社外取締役が取締役会の全てに出席し、適宜、有益な意見を述べております。なお、経営会議は31回開催され、重要事項の審議・決定及び取締役会に上程する議案の事前審議を行いました。

② 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換等を実施いたしました。また、監査役全員が全ての取締役会に出席したほか、常勤監査役２名は経営会議等の重要な会議に出席し、有益な意見を述べております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室は、監査役と協議のうえ内部監査計画を作成し、当社グループ各社の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程等の遵守状況や職務執行手続き等を対象とした内部監査を実施し、取締役及び監査役に対し、その監査結果の報告を行いました。

④ リスク管理体制について

リスク・コンプライアンス委員会は５回開催され、当社グループのリスク・コンプライアンス体制の運用状況についてチェックを行ったほか、コンプライアンスチェックリストの提出を各部署に要請し、年２回取締役会にチェック結果の報告等を行いました。

⑤ 運用状況のレビューについて

業務の適正を確保するための体制の運用状況については、年１回取締役会においてレビューを行っております。

6.　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けております。M&A等を活用した成長分野への戦略投資を引き続き実施し企業価値の持続的な向上を図るとともに、内部留保の充実による財務体質の改善を図ることで、株主還元と内部留保のバランスを考慮した利益還元政策を実施してまいります。

配当につきましては、安定的な配当の継続を維持しながら、業績及び財務状況並びに将来的な経営環境を勘案し、連結配当性向30%を目途に配当を行うものとしております。

当期の剰余金の期末配当につきましては、当期業績を踏まえ、当初予想どおりの1株当たり10円とさせていただく予定であります。なお、中間期において、中間配当金1株につき10円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき20円となります。

（注）　本事業報告中の記載金額及び数量は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率については、表示桁未満の端数がある場合は、これを四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**52,944**	**流動負債**	**48,160**
現金及び預金	10,721	支払手形及び買掛金	34,054
受取手形及び売掛金	33,354	電子記録債務	9,005
電子記録債権	4,310	短期借入金	800
商品及び製品	2,838	1年内返済予定長期借入金	1,020
販売用不動産	55	未払法人税等	548
未成工事支出金	897	賞与引当金	830
その他	851	その他の引当金	87
貸倒引当金	△84	その他	1,812
固定資産	**14,176**	**固定負債**	**4,334**
有形固定資産	**10,702**	長期借入金	2,078
建物及び構築物	2,099	繰延税金負債	487
機械装置及び運搬具	194	役員退職慰労引当金	361
土地	8,308	退職給付に係る負債	411
その他	99	その他	996
無形固定資産	**420**	**負債合計**	**52,494**
のれん	76	(純資産の部)	
その他	343	**株主資本**	**14,162**
投資その他の資産	**3,054**	**資本金**	**850**
投資有価証券	1,751	**資本剰余金**	**294**
破産更生債権等	136	**利益剰余金**	**13,250**
その他	1,247	**自己株式**	**△231**
貸倒引当金	△80	**その他の包括利益累計額**	**452**
		その他有価証券評価差額金	490
		繰延ヘッジ損益	△0
		退職給付に係る調整累計額	△38
		非支配株主持分	**11**
		純資産合計	**14,626**
資産合計	**67,121**	**負債及び純資産合計**	**67,121**

連結損益計算書

（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**162,398**
売上原価		**145,333**
売上総利益		**17,064**
販売費及び一般管理費		**15,523**
営業利益		**1,541**
営業外収益		
受取利息及び配当金	68	
仕入割引	386	
投資有価証券売却益	0	
不動産賃貸料	297	
その他	137	889
営業外費用		
支払利息	24	
売上割引	272	
その他	49	346
経常利益		**2,084**
特別利益		
固定資産売却益	8	8
特別損失		
固定資産除却損	20	
減損損失	47	
投資有価証券評価損	3	70
税金等調整前当期純利益		**2,022**
法人税、住民税及び事業税	809	
法人税等調整額	△68	740
当期純利益		**1,281**
非支配株主に帰属する当期純利益		**2**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,279**

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**850**	**294**	**12,236**	**△231**	**13,149**
当期変動額					
剰余金の配当			△265		△265
親会社株主に帰属する当期純利益			1,279		1,279
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**―**	**―**	**1,013**	**△0**	**1,013**
当期末残高	**850**	**294**	**13,250**	**△231**	**14,162**

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**779**	**△0**	**△5**	**772**	**9**	**13,931**
当期変動額						
剰余金の配当						△265
親会社株主に帰属する当期純利益						1,279
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△288	0	△32	△320	2	△318
当期変動額合計	**△288**	**0**	**△32**	**△320**	**2**	**694**
当期末残高	**490**	**△0**	**△38**	**452**	**11**	**14,626**

連結注記表
連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　10社
主要な連結子会社の名称
株式会社ジューテック、株式会社グリーンハウザー
角野産業株式会社は、2020年１月６日付で株式取得により子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、角野産業株式会社の決算日は、3月20日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式　移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)
時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準　時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
商品、製品　移動平均法
販売用不動産、未成工事支出金　個別法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　　３～50年
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 なお、主な償却年数は以下のとおりであります。 自社利用のソフトウェア　　社内における利用可能期間（５年）
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき引当金を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき引当金を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員及び執行役員の退任による退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(ハ) 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工期のごく短いもの等については工事完成基準を適用し、その他の工事で当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ取引に係る損益の認識については繰延ヘッジ処理によっております。
(9) のれんの償却方法及び償却期間
５年間で均等償却しております。
(10) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保資産	
建物及び構築物	3百万円
土地	72百万円
投資有価証券	64百万円
計	140百万円
担保付債務	
支払手形及び買掛金	393百万円
流動負債（その他）	7百万円
計	400百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　5,241百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,767,052	—	—	13,767,052

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	493,702	307	—	494,009

(変動事由の概要)
単元未満株式の買取りによる増加　307株

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日定時株主総会	普通株式	132	10	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年10月28日取締役会	普通株式	132	10	2019年9月30日	2019年11月29日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議(予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	132	10	2020年3月31日	2020年6月25日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金を銀行借入により調達しております。

営業債権の信用リスクについては、当社の審査法務部及び各社の営業部門が与信管理規程に従い取引先それぞれの与信枠を設け管理するとともに、取引先の経営状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。商品輸出に係る外貨建売上債権、たな卸資産（商品）の購入に係る外貨建営業債務の一部に対し、為替変動リスクを低減する目的でデリバティブ取引（先物為替予約取引）を利用しております。なお、デリバティブ取引は、経理規程に基づき執行・管理しております。

流動性リスクについては、各社が、適時に資金計画を作成・更新する等により、手許流動性を維持し管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2）を参照ください。)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,721	10,721	—
(2) 受取手形及び売掛金	33,354		
貸倒引当金（※1）	△64		
	33,289	33,289	—
(3) 電子記録債権	4,310	4,310	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,700	1,700	—
資産計	50,021	50,021	—
(1) 支払手形及び買掛金	34,054	34,054	—
(2) 電子記録債務	9,005	9,005	—
(3) 短期借入金	800	800	—
(4) 長期借入金（※2）	3,098	3,089	△8
負債計	46,958	46,950	△8
デリバティブ取引（※3）	(0)	(0)	—

（※1）受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
（※2）長期借入金には、１年内返済予定長期借入金を含んでおります。
（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示すものとしております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権
一般債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

(4) 投資有価証券
これらの時価について、取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引
時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券（非上場株式）	50

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（4）投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

（1）賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の連結子会社は、東京都及びその他の地域において、賃貸商業施設または賃貸住宅（土地含む）等を所有しております。

（2）賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
2,727	9,045

（注）1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2.時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額、ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、重要性が乏しいその他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

9. １株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　1,101円09銭

（2）１株当たり当期純利益　96円36銭

１株当たり当期純利益の算定上の基礎	
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	1,279百万円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,279百万円
普通株式の期中平均株式数	13,273千株

10. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

（1）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称：角野産業株式会社

事業の内容　　：プレカット加工・販売、建築資材の卸売

② 企業結合を行った主な理由
関西地域における事業基盤を強化し、企業価値の向上を図るため。
③ 企業結合日
2020年１月６日
④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
⑤ 結合後企業の名称
変更ありません。
⑥ 取得した議決権比率
100%
⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2019年12月21日から2020年３月20日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,568百万円
取得原価		1,568百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等　54百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
① 発生したのれんの金額
63百万円
② 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。
③ 償却方法及び償却期間
５年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,142百万円
固定資産	1,228百万円
資産合計	2,371百万円
流動負債	498百万円
固定負債	368百万円
負債合計	867百万円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当該影響額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。
比率については、表示桁未満の端数がある場合はこれを四捨五入しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**722**	**流動負債**	**431**
現金及び預金	356	1年内返済予定長期借入金	165
営業未収入金	245	未払金	18
前払費用	11	未払費用	29
立替金	106	未払法人税等	34
その他	2	未払消費税等	27
		預り金	9
		賞与引当金	96
		役員賞与引当金	49
固定資産	**6,324**	**固定負債**	**1,560**
有形固定資産	**0**	長期借入金	1,485
工具、器具及び備品	0	退職給付引当金	3
無形固定資産	**0**	役員退職慰労引当金	65
ソフトウェア	0	長期未払金	5
投資その他の資産	**6,323**	**負債合計**	**1,991**
関係会社株式	6,270	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	50	**株主資本**	**5,055**
その他	2	**資本金**	**850**
		資本剰余金	**3,220**
		資本準備金	294
		その他資本剰余金	2,926
		利益剰余金	**1,214**
		その他利益剰余金	1,214
		繰越利益剰余金	1,214
		自己株式	**△230**
		純資産合計	**5,055**
資産合計	**7,046**	**負債及び純資産合計**	**7,046**

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		**1,438**
営業費用		**1,147**
営業利益		**291**
営業外収益		**22**
受取手数料	21	
その他	0	**22**
営業外費用		
支払利息	1	
その他	0	**1**
経常利益		**312**
税引前当期純利益		**312**
法人税、住民税及び事業税	81	
法人税等調整額	△6	75
当期純利益		**237**

株主資本等変動計算書

(2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	850	294	2,926	3,220	1,242	1,242	△229	5,083	5,083
当期変動額									
剰余金の配当					△265	△265		△265	△265
当期純利益					237	237		237	237
自己株式の取得							△0	△0	△0
当期変動額合計	—	—	—	—	**△27**	**△27**	**△0**	**△28**	**△28**
当期末残高	850	294	2,926	3,220	1,214	1,214	△230	5,055	5,055

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　定率法

無形固定資産　定額法

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（５年）

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき引当金を計上しております。

役員賞与引当金　役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき引当金を計上しております。

退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金　役員の退任による退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」に含めておりました「受取手数料」（前事業年度1百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　0百万円

（2）関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	352百万円
短期金銭債務	170百万円
長期金銭債務	1,485百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	営業収益	1,438百万円
	営業費用	44百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	493,702	307	－	494,009

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加　307株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	29百万円
退職給付引当金	1
役員退職慰労引当金等	21
関係会社株式評価損	17
その他	8
繰延税金資産小計	78百万円
評価性引当額	△27
繰延税金資産合計	50百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼務等	事業上の関係				
子会社	㈱ジューテック	東京都港区	850	合板・建材・住設機器等の販売	所有直接100.0	6名	経営指導及び業務の受託	経営指導及び業務の受託等(注1)	1,226	営業未収入金	227
								経費の立替払い(注2)	1,644	立替金	102
								資金の借入(注3)	1,650	一年内返済予定長期借入金	165
										長期借入金	1,485
								利息の支払(注3)	1	未払費用	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1.経営指導及び業務の受託等の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
2.経費の立替払いは、支払業務の一部を当社が代行していることから発生しているものであります。なお、この経費の立替払いについて、金利及び手数料の受取は行っておりません。
3.資金の借入及び利息の支払については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
4.取引金額には消費税等が含まれておらず、科目の期末残高には消費税等が含まれております。

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	380円86銭
(2) １株当たり当期純利益	17円89銭
１株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	237百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円
普通株式に係る当期純利益	237百万円
普通株式の期中平均株式数	13,273千株

9. 記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。
比率については、表示桁未満の端数がある場合はこれを四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

ジューテックホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　田　清　朗　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　戸　谷　且　典　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ジューテックホールディングス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジューテックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

ジューテックホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　田　清　朗　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　戸　谷　且　典　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ジューテックホールディングス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役2名及び当社の使用人等が分担して監査役を兼務し、同社の取締役会等において取締役等との意思疎通及び情報の交換を図っており、事業及び財産の状況の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）及び「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンスコード）」（2017年3月31日金融庁）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

ジューテックホールディングス株式会社　監査役会
常勤監査役（社外監査役）　北　川　博　之　㊞
常勤監査役（社外監査役）　井　浪　禎　士　㊞
監査役（社外監査役）　高　橋　龍　徳　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都港区芝大門一丁目３番２号　当社８階会議室
電話（０３）６４３５−９１００

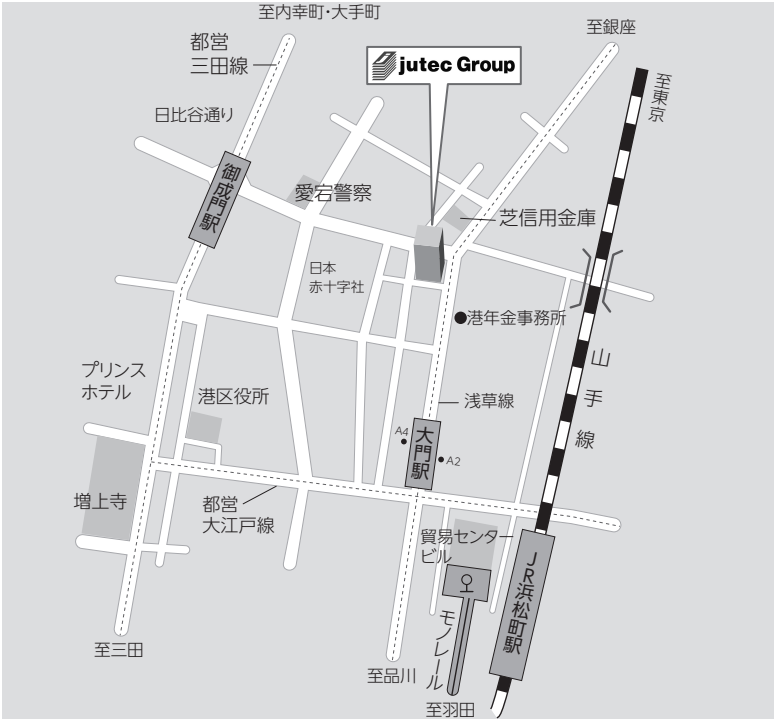

- ＪＲ（山手線・京浜東北線）「浜松町駅」より徒歩10分
- 都営地下鉄大江戸線・浅草線「大門駅」より徒歩５分
- 都営地下鉄三田線「御成門駅」より徒歩３分

◎　駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

株主総会当日にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申しあげます。

FSC www.fsc.org　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C022915
UD FONT